

令和6年度 小・中学校

**教育課程運営改善連絡協議会**

東部教育事務所管内 令和6年8月2日（金）

西部教育事務所管内 令和6年8月1日（木）

香川県教育委員会

高松市教育委員会

## 目 次

### <実施要項>

日程等	1
-----	---

### <全体資料>

#### ○文部科学省関係

・学習指導要領の趣旨について	3
----------------	---

#### ○県教育委員会関係

・学習指導要領の実施を受けて	10
・ICTを活用した教育の推進について	22
・教育センターホームページ	23

### <部会資料>

#### ○共通

・教育課程一般（総則）	25
・道徳	29
・総合的な学習の時間	31
・特別活動	33

#### ○小学校

・国語	35
・社会	37
・算数	39
・理科	41
・生活	43
・音楽	45
・図画工作	47
・家庭	49
・体育	51
・外国語活動・外国語	53

#### ○中学校

・国語	55
・社会	57
・数学	59
・理科	61
・音楽	63
・美術	65
・保健体育	67
・技術・家庭(技術分野)	69
・技術・家庭(家庭分野)	71
・外国語	73

令和6年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会  
[東部教育事務所管内]

1 開催期日 令和6年8月2日（金）

2 日程及び会場

(1) 中学校

	9:10	9:30	10:30	10:45	12:00
受付	全 体 説 明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について		休 憩		部 会 協 議

部 会	全体説明会場及び部会協議会場	部 会	全体説明会場及び部会協議会場
総 則	高松市総合教育センター 大研修室1	美 術	県庁 北館3階305会議室
国 語	県庁ホール	保健体育	香川県社会福祉総合センター第1中会議室
社 会	高松市総合教育センター 大研修室2	技 術	県庁 北館3階304会議室
数 学	県教育センター4階第1・2中研修室	家 庭	県庁 北館3階306会議室
理 科	高松市総合教育センター 多目的洋室	外 国 語	香川県社会福祉総合センター第1・2研修室
音 楽	県教育センター4階第5研修室		

(2) 小学校

	13:35	13:55	14:55	15:10	16:25
受付	全 体 説 明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について		休 憩		部 会 协 議

部 会	全体説明会場及び部会協議会場	部 会	全体説明会場及び部会協議会場
総 則	高松市総合教育センター 大研修室1	図画工作	県庁 北館3階305会議室
国 語	県庁ホール	体 育	香川県社会福祉総合センター第1中会議室
社 会	高松市総合教育センター 大研修室2	生 活	県庁 北館3階304会議室
算 数	県教育センター4階第1・2中研修室	家 庭	県庁 北館3階306会議室
理 科	高松市総合教育センター 多目的洋室	外国語活動・ 外国語	香川県社会福祉総合センター第1・2研修室
音 楽	県教育センター4階第5研修室		

令和6年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会  
[西部教育事務所管内]

**1 開催期日** 令和6年8月1日（木）

**2 日程及び会場**

**(1) 中学校**

	9:10	9:30	10:30	10:45	12:00
受付	全 体 説 明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について		休 憩		部 会 協 議

部 会	全体説明会場及び部会協議会場	部 会	全体説明会場及び部会協議会場
総 則	県教育センター5階大研修室	美 術	県庁 北館3階305会議室
国 語	県庁ホール	保健体育	香川県社会福祉総合センター第1中会議室
社 会	県庁 北館3階304会議室	技 術	県庁 北館4階401会議室
数 学	県教育センター4階第1・2中研修室	家 庭	県庁 北館3階306会議室
理 科	県教育センター4階第7研修室	外 国 語	県教育センター3階第3研修室
音 楽	県教育センター4階第6研修室		

**(2) 小学校**

	13:35	13:55	14:55	15:10	16:25
受付	全 体 説 明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について		休 憩		部 会 协 議

部 会	全体説明会場及び部会協議会場	部 会	全体説明会場及び部会協議会場
総 則	県教育センター5階大研修室	図画工作	県庁 北館3階305会議室
国 語	県庁ホール	体 育	香川県社会福祉総合センター第1中会議室
社 会	県庁 北館3階304会議室	生 活	県庁 北館4階401会議室
算 数	県教育センター4階第1・2中研修室	家 庭	県庁 北館3階306会議室
理 科	県教育センター4階第7研修室	外国語活動・ 外国語	県教育センター3階第3研修室
音 楽	県教育センター4階第6研修室		

# 新学習指導要領の趣旨の確認 ～「生きる力」の理念の具体化～



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

## 新学習指導要領の全体構造



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

何が身についたか

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

主体的・対話的で深い学び（「アクティブラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るために  
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

# 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料について



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

## 本資料作成の趣旨



### 資料作成の趣旨① 新学習指導要領と各種答申等との関係を整理

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会) ※以下「平成28年答申」
- 小学校、中学校、高等学校等学習指導要領(平成29~31年改訂) ※以下「新学習指導要領」
- 「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3年1月25日中央教育審議会 初等中等教育分科会教育課程部会) ※以下「教育課程部会における審議のまとめ」
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会) ※以下「令和3年答申」

### 資料作成の趣旨② 新学習指導要領の趣旨の実現に向けた取組の留意点を整理

学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるとともに、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進める

→ 留意することが重要と考えられる内容を学習指導要領の総則の構成に沿って整理

Point

➤ 上記の赤字は、いずれも新学習指導要領総則に既に関連の規定がある。

- ・ 学習指導要領に基づいた資質・能力の育成(総則 第1)
- ・ ICT環境の最大限の活用(総則 第3)
- ・ カリキュラム・マネジメント(総則 第1)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(総則 第3)
- ・ 個別最適な学び(個に応じた指導)と協働的な学びの一体的な充実(前文、総則 第1、第4)

# 目 次



## 1. 本資料作成の趣旨

### Point

学習指導要領総則の構成に沿って  
留意点を整理

## 2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び

- (1) 2030年の社会と育成を目指す資質・能力
- (2) 学校教育の情報化
- (3) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (4) カリキュラム・マネジメントの充実

## 3. 教育課程の編成

- (1) 各学校の教育目標と教育課程の編成 (2) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
- (3) 授業時数の取扱い

## 4. 教育課程の実施と学習評価

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 「指導と評価の一体化」の考え方立った学習評価の改善

## 5. 児童生徒の発達の支援

- (1) 発達の段階を踏まえた指導の充実 (2) キャリア教育の充実 (3) 個に応じた指導の充実
- (4) 障害のある児童生徒への指導 (5) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

## 6. 学校運営上の留意事項

- (1) 教育課程の改善 (2) 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

## 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会  
(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm))

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に等しく機会を与えて育成していくことが必要。
- ・ 幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、子ども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

### 1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### ① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 幼 小

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実
- ・ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み、小学校においては、幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

#### ② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 幼 小

- ・ 幼保小が協働して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛けたりしながら、架け橋期のカリキュラム<sup>※</sup>を作成。小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実
- ※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の单元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保、コミュニティ・スクール等を活用し、保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり

### 2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るために、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

#### ① 幼児教育の特性に関する認識の共有 幼 小

- ・ 幼児期の遊びを通した学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、遊びを通した学びの教育的意義や効果の共通認識を図る

※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

#### ② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 幼

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより日々の教育実践や子供の学びを「見える化」し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、保護者や地域住民の理解を促進
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の好事例等を収集・発信し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

### 3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

#### ① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 幼 小

- 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受け入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

#### ② 好事例の収集 幼 小

- 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

### 4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

#### ① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 幼

- 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

#### ② 全ての子供のウェルビーイング<sup>\*</sup>を保障するカリキュラムの実現 幼 小

- 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成<sup>\*\*\*</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等
- ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
- ※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

### 5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

#### ① 地方自治体における推進体制の構築 幼 小

- 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

#### ③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 幼

- 国において、待遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
- 心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
- 働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

#### ② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 幼 小

- 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

### 6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

#### ① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 幼 小

- 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的な支援や体制の構築について、調査研究を推進

#### ② 幼児期の教育に関する調査研究 幼

- 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- 日本独自の質評価指標の開発や国内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

2

### 幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、「全国的な架け橋の充実」と「モデル地域における先進事例の実践」を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり  
  - 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
  - 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
  - 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及など

### 地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価、改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- 教育委員会、子育て担当部局
- 教員等養成や研修に携わる大学や専門学校
- 保護者や地域の関係者
- 架け橋期のコーディネーター（有識者）

【取組内容】

- 手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、架け橋期のカリキュラムの開発
- カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合って話し合う



幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）

令和4年2月31日  
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今どのフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

### 全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業  
令和6年度予算額 2.2億円

- 幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- モデル地域の成果検証の実施

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



### <調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とするすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 〔・学校を市都規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出〕
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学年*
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%
「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習面と行動面とともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

(参考)過去の調査結果*	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面とともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

\* 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。  
従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すこと留意する必要がある。



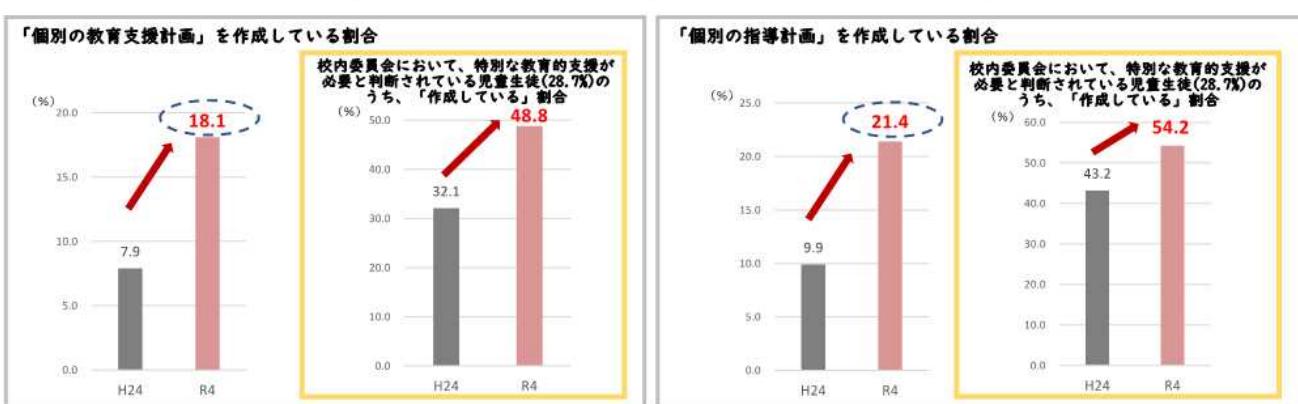
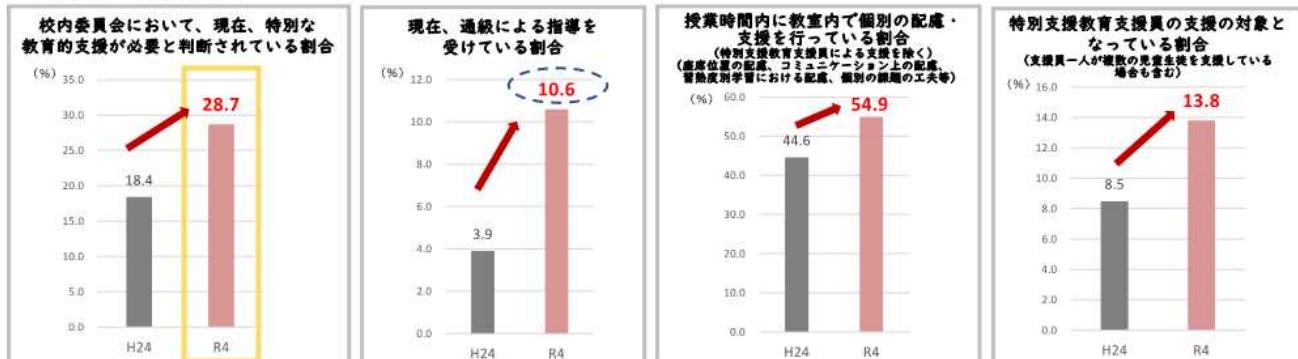
3

令和6年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



### II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒（小学校・中学校：8.8%）の受けている支援の状況（平成14年調査では調査していないためデータなし）



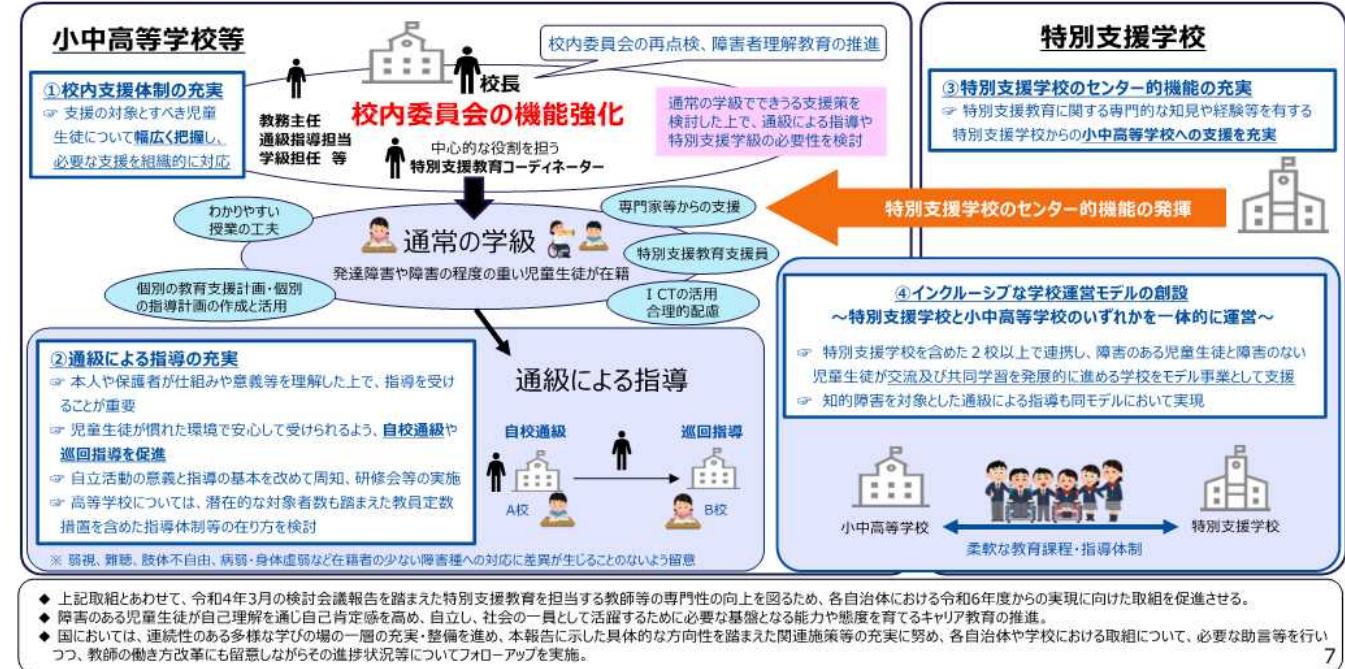
# 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



## 現状・課題

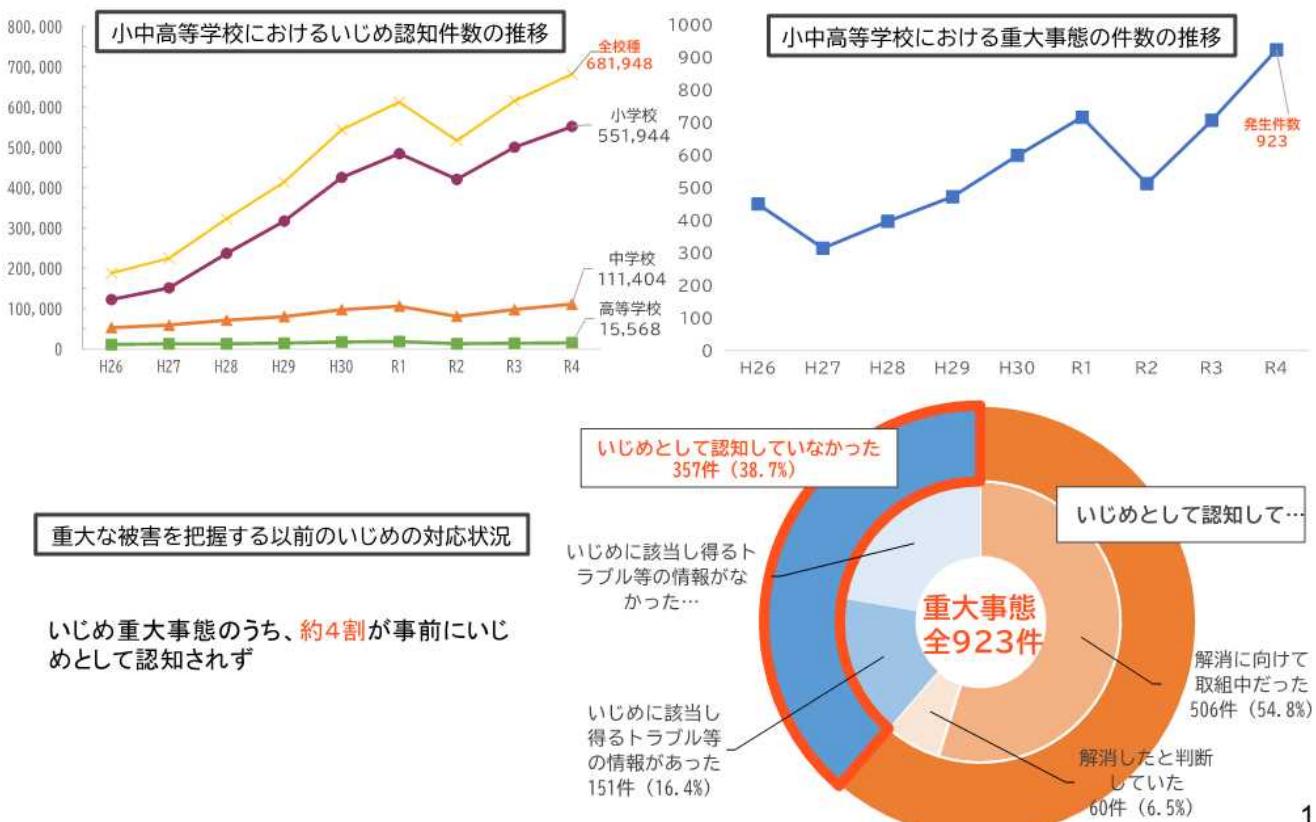
- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% ➡ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% ➡ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 ➡ 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある ➡ 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） ➡ より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ➡ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



## いじめの状況について

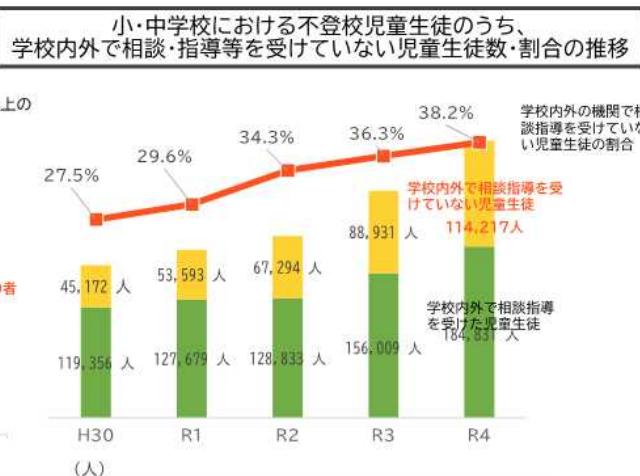
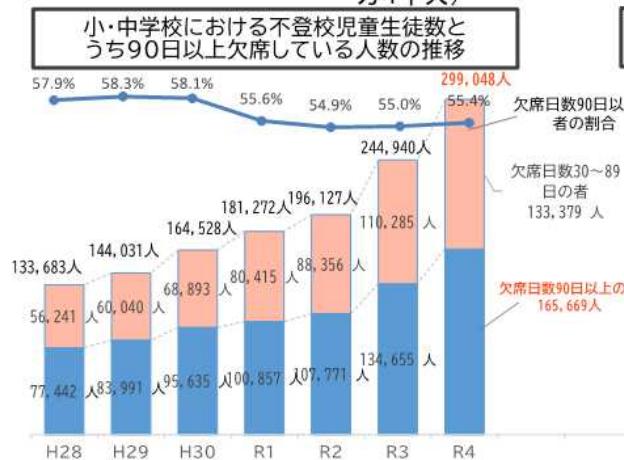
- 令和4年度のいじめ認知件数は過去最多(約68万2千件)を記録
- いじめ重大事態の件数も過去最多(923件)

【資料2-4】

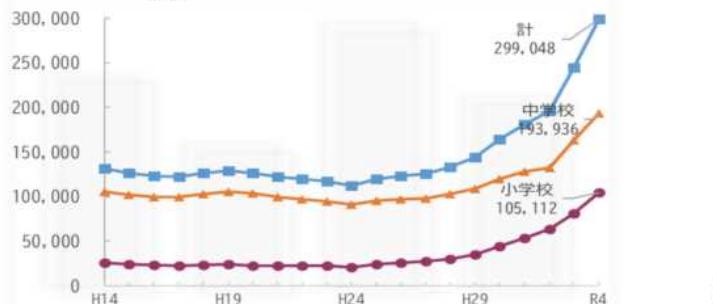


## 不登校の状況について

- ・不登校児童生徒数は過去最多を記録(約36万人)
- ・そのうち、小・中学校における不登校児童生徒数は約29万9千人(過去最多)
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数も過去最多(それぞれ約16万6千人、約11万4千人)



## 小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



## 不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

## ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
- いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

### 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。

#### COCOLO プラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ちていた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトドア機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

#### COCOLO プラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

### 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

### 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイター、スクールサポーター等の外部専門家を加えること

### いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。

#### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

#### 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、個別サポートチーム派遣による各自治体への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、
  - ・いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。

## 県教育委員会関係

### 令和6年度 学習指導要領の実施を受けて

## ■ 第4期「香川県教育基本計画」の推進

### I 計画策定の趣旨

香川県教育委員会では、平成17年3月に「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念とする「香川県教育基本計画」を策定して以来、香川型指導体制の推進や教員の指導力の向上などに取り組んできました。

少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、Society5.0時代の到来など子どもを取り巻く社会状況が急激に変化しており、これから時代を生き抜くために必要とされる資質・能力を育成する施策を着実に実施することが必要です。そこで、教育におけるICTの活用など新たな教育課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえた施策も盛り込み、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期「香川県教育基本計画」を策定しました。

### II 本県の教育の基本理念

**郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり**

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

香川の自然や歴史、伝統、文化、産業などへの理解を深めることで、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育み、香川で育ったことを人生のゆるぎない礎として、どこで生きようとも、郷土の発展に思いをはせるとともに、人生100年時代を見据え、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人を、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら育成していきます。

また、これから香川の教育では、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力をのばし、充実した人生を主体的に切り拓いていく「自立」と、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に積極的に参画する「協働」、そして自立と協働を通じて、社会の新しい価値や自らの未来を「創造」する力を育めるよう、学校、家庭、地域が一体となり、その学びと成長を支えていきます。

### III 本県教育の7つの重点項目と35の施策体系

#### 1 学力の育成

##### 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 読解力の育成
- ③ ICTを活用した教育の推進
- ④ 小・中・高等学校を通した外国語教育の推進
- ⑤ 幼児期の教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ⑦ 校種間連携の推進

#### 2 心の育成

##### ○豊かな心、多様性を尊重する心の育成

- ① 道徳教育の充実
- ② 自己肯定感・自己有用感の育成
- ③ 豊かな感性や情操の育成
- ④ 人権・同和教育の推進

##### ○共感的理解に基づく生徒指導の充実

- ① いじめや暴力の未然防止
- ② 不登校児童生徒への支援
- ③ インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

### 3 体の育成

#### ○未来を支える健やかな体づくりの推進

- ① 体力づくりの推進
- ② 健康教育の推進
- ③ 食育の推進

### 4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

#### ○郷土を支える教育の推進

- ① 郷土に誇りを持つ教育の推進
- ② 社会に参画する力の育成
- ③ キャリア教育の推進

#### ○地域を担うグローバル人材の育成

- ① グローバル人材の育成
- ② 課題解決能力の育成

### 5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

#### ○安全で安心できる学校づくり

- ① 学校の安全・安心の強化
- ② 学校施設等の整備、充実
- ③ 学びのセーフティネットの構築

#### ○教職員の資質・能力の向上

- ① 優れた教職員の確保と資質・能力の向上
- ② 学校における働き方改革の推進

#### ○信頼され魅力ある学校づくり

- ① 地域と協働する学校づくりの推進
- ② 学校の特色化・魅力化の推進

### 6 家庭や地域での学びの環境づくり

#### ○家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域の教育力の向上

#### ○いつでも学べる環境づくり

- ① 子どもが読書に親しめる環境づくり
- ② 生涯学べる環境づくり

### 7 スポーツの振興

#### ○多様なスポーツ環境づくり

- ① 生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり

#### ○スポーツ競技力の向上

- ① トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり

## 数値目標一覧

番 号	指標	現状	令和7年度の目標
<b>1 学力の育成</b>			
1	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5% 小学校6年生 -1.8pt 中学校3年生 0.0pt (R元年度)	小学校5年生 77% 中学校2年生 65% 小学校6年生 -2.4pt 中学校3年生 -0.6pt
2	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差		
3	「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 79.7% 中学校2年生 74.0% 小 学 校 68.8% 中 学 校 59.2% 高 校 85.4% 特別支援学校 70.5% (R元年度)	小学校5年生 82% 中学校2年生 75% 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% 特別支援学校 100%
4	授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の割合		
5	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中 学 校 75.8% (R元年度)	中学校 80%
6	幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	20.5%	80%
7	通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小 学 校 37.3% 中 学 校 11.0%	小学校 60% 中学校 50%
8	異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	24.1%	50%
<b>2 心の育成</b>			
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.2% 中学校2年生 76.1%	現状を上回る水準

10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%
11	「本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.9% 中学校2年生 33.1%	小学校5年生 76% 中学校2年生 38%
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5%	小学校5年生 83.0% 中学校2年生 82.3%
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%
<b>3 体の育成</b>			
16	全国体力・運動能力調査の体力合計得点の全国順位の平均	27位（R元年度）	20位以内
17	肥満傾向児童生徒の出現率の平均（各校種の出現率5年間平均）	小学校 7.76% 中学校 9.27% 高校 10.11% (H28～R2年度平均)	現状からの減少
18	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている割合	小学校 96.0% 中学校 79.1%	小学校 100% 中学校 100%
<b>4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成</b>			
19	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%
20	外部の関係機関から講師を招へいして主権者教育や消費者教育、金融教育等の取組みを行っている県立高校の割合	62.1%	100%
21	「総合的な探究の時間」や「課題研究」の授業などで、地元の自治体や大学、企業等と連携した取組みを行っている県立高校の割合	79.3%	100%
22	生徒が英語を用いた言語活動を、授業の半分以上において行っている公立高校の教員の割合	69.3%（R元年度）	80%
23	課題解決型学習の推進に向けての校内研修を実施している県立高校の割合	34.5%	100%
<b>5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり</b>			
24	学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%
25	県立学校におけるトイレの洋式化の割合	県立中学・高校 60.6% 特別支援学校 81.4%	県立中学・高校 65% 特別支援学校 85%
26	経済的な理由で修学が困難な生徒等に対する奨学生の貸与	—	着実な実施
27	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合【再掲】	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上
29	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
30	探究発表会（相当以上の発表会）に参加した県立高校数	14校	19校
<b>6 家庭や地域での学びの環境づくり</b>			
31	保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数（年度）	25回	75回
32	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合【再掲】	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
33	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	61.2%	76%
34	県立図書館の利用者数	463,054人 (H29～R元年度平均)	480,000人
<b>7 スポーツの振興</b>			
35	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9%（R元年度）	65%
36	オリンピック大会に出場した本県関係の選手数	2人 (過去5大会平均)	3人（R6年度）
37	国民体育大会男女総合成績	31位 (H27～R元年度平均)	20位台

## ■ 今年度の重点

### 一人一人の子どもに確かな学力を～全教職員で～

「授業づくりの三訓」を授業改善の視点とし、全教職員で一人一人の子どもに確かな学力の育成と個に応じた教育を推進しましょう。

※ 詳細については、①「これからのおさなきの教員」に求められる授業づくりの三訓と2つの柱（リーフレット）を参照。

①



### 「個を活かす協働的な学び」の実現へ

「個を活かす協働的な学び」とは、子どもたちが課題解決に取り組む中で、個々の考え方やよい点を尊重しながら交流し、自らの知識や技能を組み合わせたり、新たな価値を創造したりしながら解決を図る学びのことです。



#### 指導のポイント

- 知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育むこと  
ができるよう、子どもにとって学びがいのある課題を設定する。
- 子どもの自由な発想や多様な考えを受け入れるなど、どの子どもも参加しやすい学び合いになるよう工夫する。

### 「個に応じたきめ細かな指導」の充実へ

「個に応じた指導」とは、子どもの学習内容の習熟の度合いだけでなく、一人一人の発達段階や特性、問題意識、学ぶ目的等に応じた指導のことであり、「個別最適な学び」を指導者の視点で整理したものです。



#### 指導のポイント

- 授業中やその前後に子どもの実態を把握するなど、  
子ども一人一人の学習の状況を見取る。
- 目の前の子どもの理解の状況に合わせて対応を工夫し、学習内容が身に付くよ  
うな手立てを用意する。

### 授業づくりの三訓

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
基本が定着してから活用さ せるだけでなく、活用から入る 授業展開も考えられます。その 際、どのようなしかけが必要で すか。しかけた後、子どもの反 応を見ながら待つ姿勢を大 切にしましょう。	子どもが語り始めるため に、どのような発問で子ど もの考えを引き出しますか。 子どもの言葉を拾 い、次の語りに向 けて、教員がつな ぎましょう。	目に見える、見えないにか かわらず、子どもが努力した ことを捉えて、どのよう な言葉を返しますか。授業を通 して子どもの自己有用感を高 め、次の学習への意欲付けに つなげましょう。

## 豊かな人間性～全教職員で～

児童生徒へのかかわりの基本姿勢として、「さぬきの教員 かかわりの三訓」を自分自身の意識に浸透させるとともに、児童生徒の自己有用感の育成を目指したかかわりを、全教職員で推進していきましょう。

### 「さぬきの教員 かかわりの三訓」による共通実践

#### 一 共感的に受け止め

- 児童生徒の話を、寄り添う姿勢で最後まで聴く。

 表情や様子を見取りながら、ありのままの声を聴いていますか？

#### 二 チームの力で

- 一人の児童生徒により多くの教職員がかかわる。

 教職員全員で「共通のかかわり方」を確認し、共通実践できていますか？

#### 三 毅然と粘り強く

- 学校の教育目標に照らして、一貫した指導をする。

 言動の背景をとらえ、見通しをもって、粘り強くかかわることができていますか？

 の詳細については、①～③の資料を参照（県教委HPに掲載）①

- ①「子どもは待っています 先生のあたたかい手を」
- ②「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも」
- ③「自己有用感を高める3つの視点」



②



③



### 児童生徒同士の「絆」づくりのために

- 見通しと振り返りの場を保障する。

#### 期待する子どもの姿

例)「これまで、みんなで築いてきた学級や学校の雰囲気をさらによくしていこう。」「あの時、私は〇〇さんに励まされ、支えられたからこそ、今の自分がいる。」

- 成長を信じて、任せる。

#### 期待する子どもの姿

例)「初めて自分たちの力だけで、やり遂げることができた。」「意見が分かれても、納得するまでみんなと話し合えた。」



- 過程を認める。

#### 期待する子どもの姿

例)「〇〇さんの意見は、私たちの気持ちが変わるきっかけになった。」「自分たちで計画して、最後までやり遂げることができたことは、大きな自信になる。」

## ■ 令和6年度 香川県教育施策の概要（主に学力関連）

### I 香川型指導体制の確立

新学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応し、すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指し、小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における教科担任制の拡充を2つの柱とする新しい指導体制を実施する。

#### 1 小・中学校における35人学級の実施

小学校と中学校の全学年で35人学級を実施する。

小学校1～4年生は、義務標準法に基づき、編制基準が35人である。

小学校5、6年生は、35人学級の実施によって増加する学級数分（学級担任分）を加配措置する。

中学校は全学年で、本県の編制基準を35人とし、定数配置する。

#### 2 小学校高学年における教科担任制の拡充

小学校において、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るために、小学校高学年において、外国語や理科などの3～4教科、週7～8時間程度を目標に、専科担当教員による専門的な指導に必要な加配措置をする。

加えて、学級経営の安定を図り、学力向上の基盤となる生活規律や学習習慣の指導の徹底や基礎学力の定着を図る指導の充実のため、特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上の課題のある児童生徒への対応等についても充実を図る。

- 少人数指導…………… 小学校の4教科、中学校の5教科を対象とし、学校が実情に応じて、実施教科の選択や指導形態の工夫を行い、20数人程度の少人数指導等を実施できるようにする。
- 専任特別支援教育コーディネーター…………… 専任の特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者との信頼関係の構築や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行うことで、校内体制を整備し、組織的な対応により特別支援に関する課題を克服できるようにする。
- 生徒指導対応…………… 小・中学校での問題行動多発化に見られる荒れ等に対応し、円滑な授業実施のため、学年・学校全体に日常的に関われる教員を配置し、組織体制による指導を実施できるようにする。

### II さぬきっ子学力向上事業

#### 1 学力調査等

##### ○ 県学習状況調査実施事業（小学校5年生、中学校2年生）

目的…… 県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などを実施する契機とする。

時期……小学校：10月29日～11月8までの期間で学校の都合のよい日  
中学校：11月5日～11月14までの期間で学校の都合のよい日

### 学習状況調査実施に係る説明会

令和6年10月1日（火） 県立・国立・東部管内小中学校：県教育センター

令和6年10月2日（水） 西部管内小中学校：県教育センター

### 授業改善に向けての協議会

令和7年1月24日（金） 中学校：県教育センター

令和7年1月27日（月） 小学校：県教育センター

※各会共にオンラインに変更の場合あり

## 2 学校力向上事業

### （1）学力向上モデル校事業（先導的な研究推進）

先導的に学力向上の研究に取り組む学校・園をモデル校（地区）として指定し、その成果の普及を図ることで、県内小中学校の教育力を高め、児童生徒の確かな学力の向上に資する。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現推進モデル校
- ・課題解決型学習実践モデル校
- ・国際理解教育推進モデル校
- ・外国語教育推進モデル校
- ・「読解力」向上推進モデル校
- ・幼小連携モデル地区（1地区）

### （2）香川の教育づくり発表会

先導的な研究に取り組むモデル校及び積極的に自校の研究を発表する学校等が、研究内容や成果について発表を行い、今後の各幼稚園・こども園、小・中学校、特別支援学校の指導の一層の充実を図る。

日 時：令和6年12月26日（木）オンライン

発表校：県内モデル校等約20校程度

内 容：研究成果等の発表及び意見交換

## 3 教員の学習指導と学級経営力向上事業

### （1）総合授業力リーダーによる授業公開等

小・中学校の各教科及び道徳において優れた指導技術を持つ教員に総合授業力リーダーを委嘱し、各自年1回程度、授業公開と討議会を実施することを通して、参観する教員の授業力向上に役立てる。令和6年度は、全17本授業を公開するとともに、令和3～5年度に撮影した全24本の動画を教員研修で活用できる授業アーカイブとして公開する。

総合授業力リーダー連絡協議会 令和6年5月28日（火）オンライン開催

### （2）学校教育力向上支援事業（さぬき学びの支援隊）

退職教職員の優れた能力を活用することにより、小中学校教職員の実践的指導力や職務遂行能力の向上等を図るために、各小中学校からの要請により退職教職員を学校に派遣する。

### （3）せとうち先生スキルアップチャンネル事業

効率的かつ効果的に研修ができる機会を確保し、若年教員の指導力を向上させるため、県教育委員会HPに「せとうち先生スキルアップチャンネル」の開設を行い、研修動画を公開する。

#### 4 子どもの学ぶ姿勢を育む事業

##### (1) 科学の甲子園ジュニア

理数系の競技に協働して取り組むことを通じて、中学生が科学の楽しさ、面白さを知るとともに、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供することで、優れた人材の育成を目的とする。

第12回 科学の甲子園ジュニア 香川県大会 令和6年8月25日（日）県教育センター  
〃 全国大会 令和6年12月13日（金）～15日（日）アクリエ姫路

### III 全国学力・学習状況調査の実施及び結果活用

#### 1 実施の対象・調査内容

- ・令和6年4月18日（木）
- ・対象学年（小6、中3）の全児童生徒を対象とした悉皆調査により、すべての市町村・学校等の状況を把握する。
- ・調査対象・事項……小学校6年生：国語・算数、質問紙調査  
中学校3年生：国語・数学、質問紙調査

#### 2 結果活用

国から提供された調査結果をもとに、教育センターが本県の課題や指導方法等の改善策を「報告書」として示すとともに、各学校が自校のデータを表やグラフで表示できる「活用ツール」を提供する。

#### 3 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた協議会

全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえ、各学校が学習指導の改善・充実を図る際の参考となるよう、学習指導の改善・充実に向けて協議を行う。本年度は国語について実施する予定。

### IV 研究指定校事業等

#### 1 教育課程特例校【R6指定市町】

- ・直島町 小：第1・2学年において「外国語活動」を実施  
第3～6学年において「外国語」を実施  
中：「外国語」の時数を増加して実施
- ・宇多津町 中：「オールイングリッシュの授業を実施」
- ・東かがわ市 小：第1～6学年において「英語科」を実施

#### 2 NIE教育推進事業

子どもに新聞教材の活用を通して必要とされる情報活用能力や、変化が激しい社会において自ら判断し行動できる資質・能力を育成する。

## 柱1 「個を活かす協働的な学び」の実現

「個を活かす協働的な学び」とは、子どもたちが課題解決に取り組む中で、個々の考え方やよい点を尊重しながら交流し、自らの知識や技能を組み合わせたり、新たな価値を創造したりしながら解決を図ることです。

### 「個を活かす協働的な学び」を実現させるためのポイント

#### 課題設定 子どもにとつて学びかいのある課題を設定していますか

##### 知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育みましょう。

- 一人では解決できそうにない課題
- 適度な困難さが設定された課題
- みんなで学ぶ価値を感じられる課題
- 教科の面白さや奥深さを感じさせる課題
- 知識や技能を活用しながら挑戦する課題
- 子どもの「当たり前」が遙ざがられる課題



#### 全員参加 どの子どもも参加しやすい学び合いになっていますか

##### 子どもの自由な発想や多様な考えを受け入れ、生かしましょう。

###### 教室内の「画一性」「同調性」

- 意見を言いそひれてしまったり、発言をためらったりしている子どもたちにも「語る」チャンスを！



- 自分の考えをまとめる時間の確保
- 一人一人のよい点を見つける姿勢
- アイディアを発言しやすい雰囲気づくり
- 他者から学ぼうとする共感的な人間関係の育成
- 異なる考え方を生かした学び方の共有など

知識や技能を活用しながら、課題に挑戦したり、学んだことをまとめ直したり、他の意見を引用したり、言葉を適切に用いたりして、子どもたちのモチベーションを高めます。

#### 授業づくりの三訓

##### 1 しかけて待つて

基本が定着してから活用させるだけでなく、活用から入る授業展開も考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもたちの反応を見ながら待つ姿勢を大切にしましょう。



##### 2 語らせつないで

子どもが語り始めるために、どのような発問で子どもの考えを引き出しますか。子どもの言葉を捨い、次の語りに向けて、教員がつなぎます。



##### 3 認め励ます

目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを探して、どのような言葉を返しますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。

肯定して安心感や自信をもたせたり、フィードバックを通して次への意欲をもたせたりと、どのタイミングで、どのような言葉をかけるかが大切です。

## 柱2 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「個に応じた指導」とは、子どもの学習内容の習熟の度合いだけでなく、一人一人の発達段階や特性、問題意識、学ぶ目的等に応じた指導のことであり、「個別最適な学び」を指導者の視点で整理したもののです。

### 「個に応じたきめ細かな指導」を充実させるためのポイント

#### 見取り 子ども一人の学習の状況を見取っていきますか

##### 授業中やその後に子どもの実態を把握しましょう。

- 授業中の子どもの反応や表情の観察
- ノートや作品、机間指導によるつまづきの把握
- 振り返り等での自己評価に関する記述の活用
- これまでの授業記録や客観的な調査記録の活用
- 類似問題による診断的評価の活用など



授業では、こういう意図で伝えたつもりだったけれど、子どもたちの受け取ったのは一人一人違っているね。

今日の授業はどういう割合の子どもが理解できたのかしら。

#### 手立て 内容が身に付くような手立てを用意していますか

##### 目の前の子どもの理解の状況に合わせて、対応を考えましょう。

- 個別の対話による理解促進
- ヒントカードや具体例、見本の準備
- 子どもの実態に応じた指導方法や教材の設定
- ICT機器の活用や個別指導による確実な習得
- 新出事項と既習事項の効果的な比較
- できるまで等の添う教員の貼り強いかわり
- フィードバックや励まし、称賛など

“Is this the picture of your family?”の答えを、“Yes, this is.”としたんだね。こう思ったのかな。  
同じ人を繰り返し指すときにshe や he を使ったように、物の場合は it を使うよ。

教員が、相手意識をもって分かりやすく説明したり、他の意見を引用したり、言葉を適切に用いたりして、子どもたちのモチベーションを高めます。

肯定して安心感や自信をもたせたり、フィードバックを通して次への意欲をもたせたりと、どのタイミングで、どのような言葉をかけるかが大切です。

肯定して安心感や自信をもたせたり、フィードバックを通して次への意欲をもたせたりと、どのタイミングで、どのような言葉をかけるかが大切です。

# 幼児期の教育の推進

## 香川県就学前教育振興指針

### めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども  
保育者の役割

一人一人の子どもの確かな理解に基づいた  
適切な環境を整え、子どものがんばりを支える保育者  
**重点方針**

かかわる つながる ささえる



幼稚園・保育所・認定こども園等が  
○家庭とつながる  
○地域や関係機関等とつながる  
○互いにつながる  
○小学校とつながる  
○大学等の養成機関とつながる



## かがわ幼児教育支援センター

(令和5年4月  
義務教育課内に設置)

義務教育課・県総務学事課・県子ども政策課の職員と、非常勤の幼児教育  
スーパーバイザーで構成。保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進  
することで、幼児教育推進体制を強化する。

### 【所掌業務】

- ・ 就学前教育施設を対象とする訪問・指導や職員研修に関すること
- ・ 市町及び就学前教育施設への情報提供等に関すること
- ・ 市町と連携した就学前教育と小学校教育との接続に関すること 等
- ・ 就学前教育に関する課題等についての調査・研究に関すること 等

## 就学前教育サポート事業

就学前教育の質の向上を図るために、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の一元化を進めるとともに、就学前教育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)に幼児教育スーパーバイザーを派遣し、相談業務や指導・助言を行う。

### 【一元化している研修】

「幼児教育ミドルリーダー養成研修」「幼児教育香川県研究協議会」「幼・保・こ・小理解研修会」

- 園(所)内研修に関する内容
- 公開保育の参観と指導・助言
- 園経営に関する相談
- 若年保育者支援
- 小学校との連携推進
- その他、希望する内容

## 小学校教育との円滑な接続

### 【研修・研究】

- ・ 幼児教育長期研修・学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」
  - ・ 幼・保・こ・小理解研修会
- 【連携・接続のヒント～実践例から～】
- ・ “安心”をテーマとし、幼児教育での学びを生かしたスタートカリキュラム
  - ・ 全職員で、子どもの姿を通して話し合う幼小職員合同研修（「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」の共有）
  - ・ 互恵性のある連携（例）幼小交流活動の見直し…“児童を招待する”だけでなく“児童とともに活動する”交流活動へ

# 郷土に誇りを持つ教育の推進事業

- ふるさとを知り、ふるさとを土台としたアイデンティティを育むことは、将来、香川県はもとより、全国・世界で活躍する上での拠り所となる
- 過疎化・少子高齢化の中、ふるさとの可能性を模索し課題を乗り越えるためには、自身が生まれ育った市町はもとより、近隣の市町との協働もますます必要  
→ ふるさとの将来を自分で牽引できる人物が必要（県民みんなの問題）
- 自分が生まれ育った地域について学ぶことは、今後、広い視点に立ち、ふるさとの可能性や課題にアプローチする挑戦への第一歩

## 「香川で暮らしたい」「香川が好き」という人々を県内外に増やすため、学童期からふるさとへの関心を高めたい

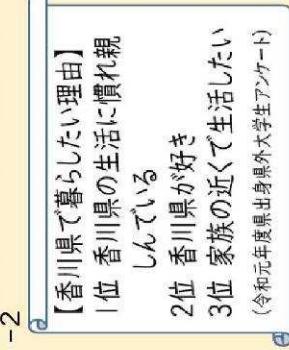
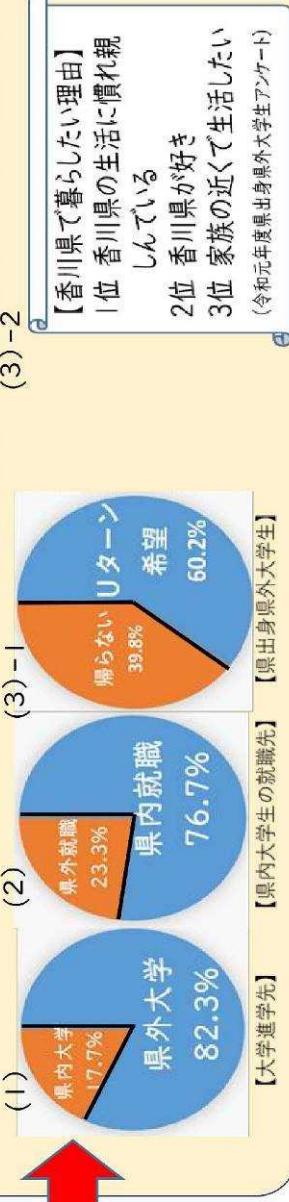
(1) 香川の歴史や自然に興心がある小5は66%、中2は45%。

(2) 「自分にはよいところがある」と感じている子どもとの割合が小中学校共に低いため、自己有用感を高めていくことが今後も重要。

(1) 地域の歴史や自然に興心がある (2) 自分にはよいところがある

- (1) 令和元年度の大学進学者4,874人のうち、4,013人(82.3%)が県外に進学。
- (2) 平成31年3月に卒業した県内大学生のうち、23.3%が県外で就職。
- (3) 県出身県外大学生のうち、卒業後、香川県で暮らしたい大学生は、60.2%。

(3) 県出身県外大学生のうち、卒業後、香川県で暮らしたい大学生は、60.2%。



(3)-1 (3)-2

児童期からふるさと香川のことを知り、自分事としてふるさと愛着・誇りを持つとともに、自分事として課題を持ち解決に導くための有効な方法論を確立する。また、ふるさと学習の地域リソースを蓄積し、その成果を県内に普及する。

### 事業内容

① オリジナル教材「ふるさと香川」を活用した研究モodel校事業

「ふるさと香川」を活用し、子どもがふるさとに愛着・誇りを持つの心」を、解決に導くための有効な方法論を確立する。また、ふるさと学習の地域リソースを蓄積し、その成果を県内に普及する。

### 教育基本計画の柱に位置付け

「今住んでいる地域(香川県)の歴史や自然、産業について聞かれて何がありますか。」

現状値(H30年度)

	目標値(R7年度)
小学校65.9%	小学校68.7%
中学校44.6%	中学校53.2%

(香川県学習状況調査)  
※ 第2期かわら創生総合戦略KPIの指標にもなっている。

(参考) ふるさと教育推進検討委員会

からの意見 (R3開催)

■ ふるさと教育を通じて子どもにも身に付けてほしいこと

- ① ふるさとで生きる価値を知ること
- ② ふるさとの魅力を発信するブランドイング力
- ③ ふるさとにおける問い合わせの持ち協動して解決する力

- このため、次のことが重要
- ① ふるさとを特徴づけるシンボリックな教材開発
- ② ふるさとの魅力あふれる資源や人物との出会い
- ③ ふるさとの課題を設定し地域の人と協働しながら解決するリアルな学び

# 香川の子どもたちに贈る100冊事業

義務教育課

## 事業の背景

- 『学習指導要領（平成29年度告知）総則（文部科学省）』で、引き続き「読書活動」の充実が求められている。
- 令和2年度から実施の「大学入學共通テスト」では、様々な科目で、読み解力を試す問題が多く出題されている。
- 令和3年度の全国学力・学習状況調査において、小学校、中学校とともに、国語の「話すこと」と「聞くこと」「読むこと」「言葉の特徴や使い方に關する事項」の3領域1事項において、全国正答率を下回る結果となった。
- 令和3年度の県学習状況調査では、平日読書をまったくしない子どもが、小5で約12.4%、中2で約31.0%であった。学年が上がるにつれて本を読まなくなる傾向にある。

様々な表現を通して、新たな世界や考えに出会う読書は、言語能力および読み解力向上の基盤となる。学校や家庭で、子どもとの本の出会いを大切にしながら、発達段階に応じ、継続的な読書習慣づくりが求められる。

## 事業の目的

- 令和3年度に選定した「香川の子どもたちに贈る100冊」を活用し、児童生徒の読書活動を推進する。

○「見つけよう、自分だけの1冊」  
読書啓発

## 事業の内容



- 学校図書館、公立図書館、朝の読書活動、生涯学習・文化財課との連携ポスターの掲示、特設コーナーの設置、朝の読書活動、23が60運動（生・文）等
- 義務教育課HP及び1人1台ICT端末の活用授業での活用方法や100冊の関連図書等、子どもたちの読書活動充実のための情報を随時紹介する。
- 小・中学生から100冊のブックレビューや本の帯、委員会活動のレポート等を募集して紹介するなど、児童生徒の参加体験型読書啓発活動を推進する。
- 児童生徒の読書活動について、学校の実態を踏まえて事業の効果を検証し、改善する。  
学校図書館関係者へのアンケート、学校司書、教員、有識者等の意見交流会の開催等

# ■ I C T を活用した教育の推進

## I 香川県学校教育情報化推進計画

### I C T を適切かつ効果的に活用し デジタル社会を主体的に生きる人づくり

- 児童生徒が、 I C T を受け身に捉えるのではなく、主体的に活用することで、より良い社会を創っていける人材に育つことを目指す。
- そのために本県では、学校教育において児童生徒が日常的に I C T を活用できる環境を整備し、教員が授業等での適切かつ効果的な活用することによって、児童生徒の主体的な活用を促し、未来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育む。
- 令和5年度から令和7年度の3年間を計画期間とする。

香川県学校教育情報化推進計画

全文

- 基本方針**
- 方針1：I C T を活用した児童生徒の資質・能力の育成
  - 方針2：教職員の I C T 活用指導力の向上と人材の確保
  - 方針3：I C T を活用するための環境の整備
  - 方針4：I C T 推進体制の整備と校務の改善



#### 計画の数値目標一覧

番号	指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和7年度)
1	学習の中で P C ・タブレットなどの I C T 機器を使うのは、勉強の「役に立つと思う」又は「どちらかといえば、役に立つと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 95.3% 中学校 92.5% (R5年4月時点)	小学校 96.0% 中学校 94.0%
2	児童生徒一人一人に配備された P C ・タブレットなどの I C T 機器を、授業で「ほぼ毎日」活用していると回答した学校の割合	小学校 58.1% 中学校 35.8% (R5年4月時点) 高等学校 20.7% 特別支援学校 55.6% (R5年10月時点)	小学校 86.0% 中学校 78.6%  高等学校 52.4% 特別支援学校 73.4%
3	授業中に I C T を活用して指導することができる教員の割合	小学校 74.4% 中学校 63.3% 高等学校 84.2% 特別支援学校 82.6% (R5年3月時点)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100%
4	I C T を活用した校務の効率化（事務の軽減）に取り組んでいると回答した学校の割合 (「よく取り組んでいる」又は「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した学校の割合)	小学校 96.0% 中学校 88.1% (R4年4月時点) 高等学校 96.6% 特別支援学校 100% (R5年10月時点)	小学校 100% 中学校 100%  高等学校 100% 特別支援学校 100%

## II I C T を活用した教育の推進に向けた4つのポイント

令和5年12月末に策定した「香川県学校教育情報化推進計画」の趣旨を県下の教職員へ広く周知し、計画に基づく取組を各学校において加速させるため、今後の授業づくり等のポイントについてリーフレットにまとめた。(令和6年4月に配布済み)

#### ①個別最適な学びの充実

- 1人1台端末が「文具」になっていますか？

リーフレット

全文

#### ②協働的な学びの充実

- I C T による「アウトプット」が充実していますか？



#### ③情報活用能力の育成

- 情報教育を「計画的に」行っていますか？

#### ④校務における I C T 活用

- 「教職員自身」が日常的に活用していますか？

令和 主体的 働き方  
活用 対話的 ICT 一人一台端末  
さぬき 授業改善 学び  
学校 オンライン研修 個別最適  
GIGA 深い ベストミックス DX  
現職教育 情報モラル 生徒指導



その課題、AIに聞く？

それとも

香川県教育センター



Webサイトで  
情報発信中

教育ライブラリー  
教科書センター

学校、研究会に  
研修サポート

動画コンテンツ  
オンライン研修

電話・メールで  
研究相談

先生の教育相談  
も可能



詳しくはWebサイトをチェック  
<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>

香川県教育センター

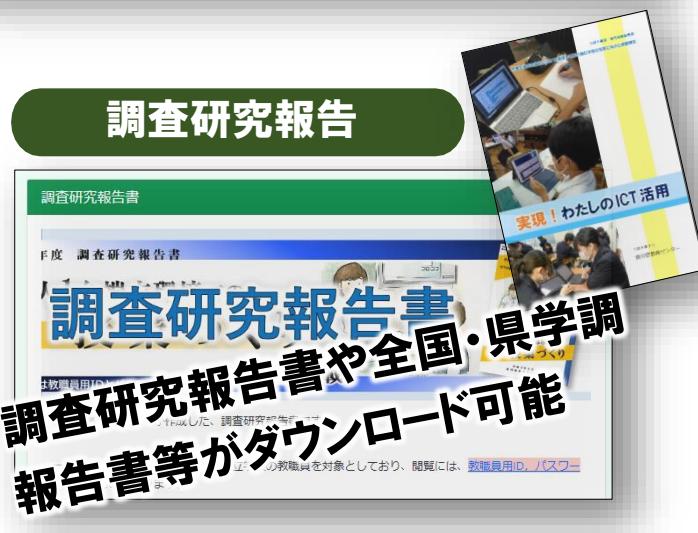


Webサイトをチェックしてください。

**香川県教育センターは**  
自ら学び歩み続ける子どもを育てる  
学校・教職員をバックアップします。



## 調查研究報告



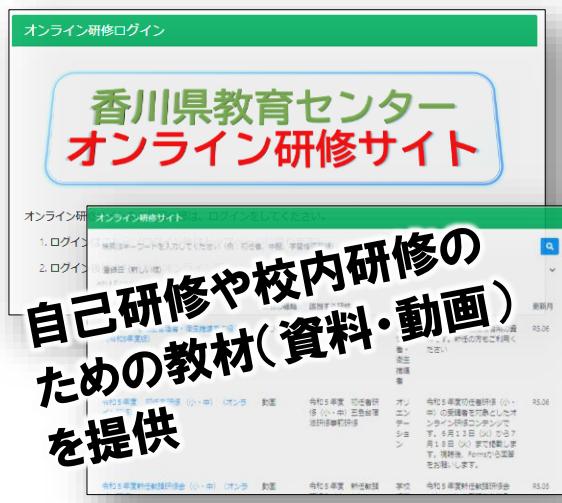
## 研修サポート・研究相談



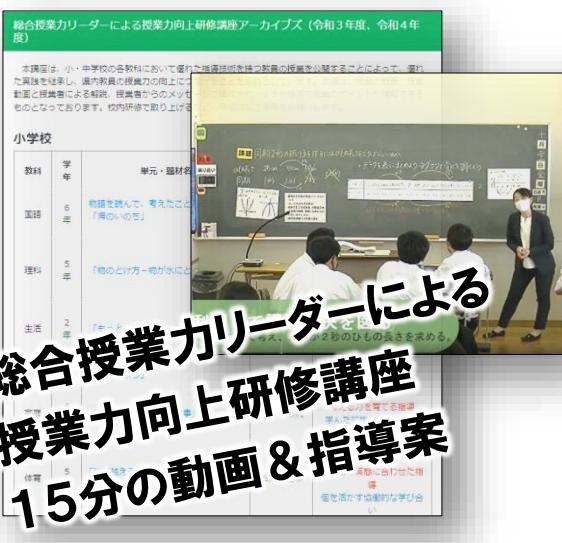
これらのほかにも、公開講演の聴講申し込みや退職教員等を派遣する「さぬき学びの支援隊」等の各事業に関する情報や申込書等を提供しています。教育に関する情報が必要な時は、Webサイトや直接お電話でご相談ください。

お問い合わせ先 香川県教育センター 087-813-0955(代表)

## オンライン研修サイト



## 授業力向上研修講座



# 教育ライブラリー



# 教育課程一般（総則）

## I 改訂の要点

### 1 学校教育法施行規則改正の要点

各教科等の種類や授業時数等について、次のような改正を行った。

- (1) 小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設。
- (2) 小学校第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間を充てる（第5・6学年の外国語活動は廃止）。  
それに伴い小学校第3学年から第6学年で年間35単位時間増加。

### 2 前文の趣旨及び要点

- (1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- (3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

### 3 総則改正の要点

- (1) 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
  - 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
  - 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
  - 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
  - 言語活動や体験活動、ＩＣＴ等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付け。

#### \* プログラミング教育：

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。

#### \* プログラミング的思考：

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくべきか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

### (2) カリキュラム・マネジメントの充実

- カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう章立てを改善。
- 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

### (3) 児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- 児童生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明示。
- 障害のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒、日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導と教育課程の関係について明示。
- 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明示。

## II 教育課程の編成・実施等のポイント

### 1 育成を目指す資質・能力（第1章第1の3）について

- 育成を目指す資質・能力を三つの柱で再整理することの意図。
  - ・ 経験年数の短い教師であっても、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を確実に捉えられるようにすること。
  - ・ 教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できるようにすること。
  - ・ 学校教育を通してどのような力を育むのかということを社会と共有すること。

### 2 カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）について

- 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること。
  - ・ 各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握。
  - ・ 保護者や地域住民の意向等を的確に把握。
- カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
  - ・ 教科等横断的な視点で教育の内容を編成する例については、学習指導要領解説総則編の付録を参照。
  - ・ 教育課程の評価や改善（P D C A）は、学校評価と関連付けながら実施。
  - ・ 学校運営協議会制度や地域学校協働活動等の推進により、教育課程を介して学校と地域がつながり、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有。

### 3 学校段階等間の接続（第1章第2の4の(1)(2)）について

#### (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

- 小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫。
- 小学校の入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実。

#### (2) 小学校教育、中学校教育、高等学校教育の接続

- 小学校と中学校の接続に際しては、義務教育の9年間を通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。
  - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
  - ・ 校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
  - ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
  - ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。
- 中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、選択履修を行う高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要。

### 4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の1）について

#### ○ 授業改善を行うための三つの視点

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現で

きているかという視点。

- ・ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

#### ○ 思考・判断・表現の過程

- ・ 物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程。
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程。
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程。

### 5 学習評価の充実（第1章第3の2の(1)）について

- これまでの4観点から、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点への整理を検討。
- 「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意。
- 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分がある。

「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。 (中央教育審議会答申)

### 6 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導（第1章第4の2の(1)）について

#### (1) 障害のある児童生徒への指導

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員について作成する。
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努める。

#### (2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

- 本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童生徒についても、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮。
- 日本語の習得に困難がある児童生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能。

#### (3) 不登校児童生徒への配慮

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定。

- 不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要。

■不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます。

- ・不登校特例校の設置を促進
- ・校内教育支援センターの設置を促進
- など

■心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進
- など

■学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ・学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- など

(文部科学省「COCOLO プラン」(令和5年3月)より抜粋)

### III 香川の新しい指導体制の在り方 —「個を活かす協働的な学び」の実現に向けた授業改善— (小中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会、令和3年2月)

#### 1 これまでの成果と課題

##### (1) 成果

- 教員による基礎・基本の定着を重視した丁寧な指導による「個に応じたきめ細かな指導」の確立。

##### (2) 課題

- 授業において教員が説明しすぎる傾向があり、児童生徒が受け身となり、自由な考えが生まれにくくなるおそれ。



「個に応じたきめ細かな指導」による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加えて、「個を活かす協働的な学び」という視点にも軸足を置き、知識・技能を活用したり、多様な他者と協働しながら課題を解決したりして新たな価値を創造する力を身に付けることが大切

#### 2 授業改善の方向性

##### (1) 個を活かす協働的な学び合い

- 興味・関心に応じた課題や、深める価値のある課題を設定し、多様性や協働性を發揮しながら課題解決へ。
- 成果の実感、自己肯定感や自尊意識の向上につなぐ。
- 協働的な学び合いの中で、個の学びが保障されることが重要。

##### (2) 学んだ知識・技能の活用

- 基本と応用・実践とを一体的なものとしてとらえ、両者を自由に往来できる学習が重要。
- 知識・技能の定着に多くの時間が取られ、知識・技能を活用する応用・実践の機会が不十分にならないように留意。

##### (3) フィードバック

- 自分の学習状況を見つめ、調整。
- 児童生徒相互のフィードバックや自己評価等の自分のフィードバックが有効。

## 道徳科部会（小・中学校）

### I 道徳科における学習指導改善のポイントと課題

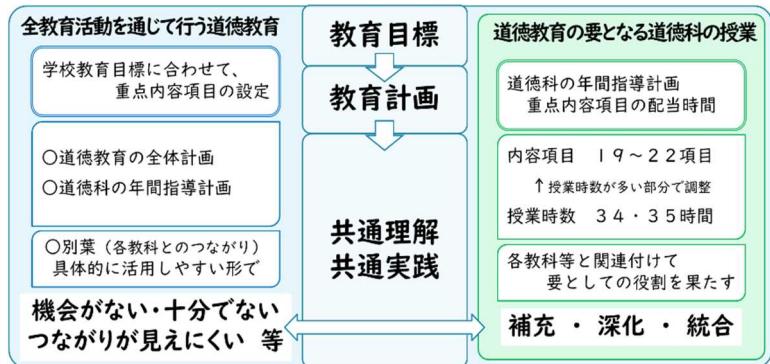
#### 1 学習指導改善のポイント

##### ○ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び道徳教育の要となる道徳科の授業の推進・充実

###### (1) カリキュラム・マネジメント

・学校が主体的に子どもや地域の実態など様々な事項を的確に把握して育てたい子ども像を明確にして目標を設定し、計画を立てて、教職員が共通理解、共通実践できるようにする。

・学校教育目標に合わせて、各校の重点内容項目を設定する。そして、道徳教育の全体計画、道徳科の年間



指導致画をつくっていく。この道徳科の年間指導計画は、重点内容項目に合わせて配当時間が決められる。さらに、一般的には、道徳科と各教科、行事等の関連を時期ごとに整理した別葉の作成も指導要領には示されている。

・校長及び道徳教育推進教師のリーダーシップの下に学校の全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる。また、年度の途中や学年会議等においても道徳教育の諸計画について確認したり、意見交換したりする機会を短時間でもよいのでこまめに設けることが大切である。

###### (2) 補充・深化・統合

全教育活動を通じて行う道徳教育の中では

補充 … 機会が少ないから道徳科の授業で確実に扱う。

深化 … 十分な指導ができず、心に届いていないから道徳科の授業でしっかり指導する。

統合 … ばらばらなので、つながりを知り、より深く理解したり、発展させたりする。

・各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育として取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえた指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意することで全教育活動を通じて行う道徳教育がより充実していく。

###### (3) 「考え方、議論する道徳」への転換、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

・よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

・「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え方、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

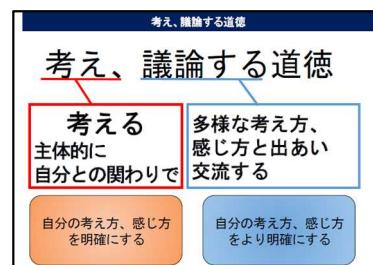
・道徳的価値、児童生徒の実態、教材の活用について教師が明確な指導の意図をもつことが大切である。

#### 2 学習指導における課題

##### ○自己の生き方についての考え方を深める道徳科の授業

・主体的に自分との関わりで考える

児童生徒が自己の(人間としての)生き方についての考え方を深めるためには、自分事として道徳的価値に向き合う必要がある。しかし、教材を読み、登場人物の置かれた立場を考える際に、登場人物の心情理解のみの学習活動で終わってしまうと、児童生徒は自分との関わりで道徳的価値をとらえることは難しい。また、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話合い、望ましいと分かって



いることを言わせたり書かせたりすることに終始する授業では、生活場面での実践意識とつながりにくい。

- ・多様な考え方、感じ方と出会い交流する

他者と協働的に学ぶ機会を設定し、(広い視野から)多面的・多角的に考えることを経験させることで、他者理解につながる。ペアで考えを伝え合うことだけで終わるのではなく、多様な他者の考えに触れる機会を設定し、自分の考えとの差異を意識することで、その理由を主体的に質問して考えを深めることのできる学習活動が必要である。

## II 課題の解決に向けて（指導の改善・充実）

### ○ 指導の改善・充実のポイント

#### (1) 自己の生き方についての考えを深める道徳科の授業につながる指導方法

- ・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通じ、道徳的価値の理解を深めること

- ・問題解決的な学習

児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

- ・道徳的行為に関する体験的な学習

疑似体験的な活動（役割演技など）を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

#### (2) I C T の効果的活用

##### 【一般的な道徳の学習指導過程における I C T 活用例】

段階	導入	展開	終末
I C T の活用例	<ul style="list-style-type: none"><li>・実態や問題の提示（画像や映像、アンケート結果表・グラフ等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教材の提示（画像や映像等）</li><li>・自分の考えをもつ（I C T 端末に示す）</li><li>・他者の考えを知る（I C T 端末に共有する）（表やグラフ等）</li><li>・話し合う（直接的な対話）</li><li>・自己を見つめる（I C T 端末に蓄積する）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活の様子の提示（画像や映像等）</li><li>・外部の方の言葉の提示（画像や映像等）</li></ul>

##### 【 I C T 活用のメリット】

・I C T 端末を活用することで、道徳科の学習において求められる児童生徒一人一人の感じ方や考え方を視覚化し、これまで以上に生かすことが可能となり、自己理解や他者理解を促すような協働的な学びを効率的に行うために活用することが考えられる。

・授業中に行うアンケートでもその場で結果を確認することが可能となる。このように、I C T 機器を利用して学級全体の傾向を即時的に提示することで、全体的な変容を捉えることができ、自己を見つめ直す際の手がかりとすることができる。

・毎時間蓄積された児童生徒の考えは、継続的に行われた道徳科の授業で一人一人の児童生徒の学習状況を見取って行われる評価の資料として活用することができる。

## III 参考となる資料等

- ・小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）解説 特別の教科 道徳編（平成 29 年 7 月）
- ・道徳教育アーカイブ～「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて～ <https://doutoku.mext.go.jp/>
- ・考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）

平成 28 年 8 月 26 日 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

## 総合的な学習の時間部会（小・中学校）

### I 総合的な学習の時間における学習指導改善のポイントと課題

#### 1 学習指導改善のポイント

#### ○ 学習指導要領改訂の要点

平成29年告示の学習指導要領解説において、学習指導の改善・充実に向けて、次のようなことが示されている。

##### (1) 改訂の趣旨

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとしてきた。特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してきた。

##### (2) 改訂の要点

###### ① 改訂の基本的な考え方

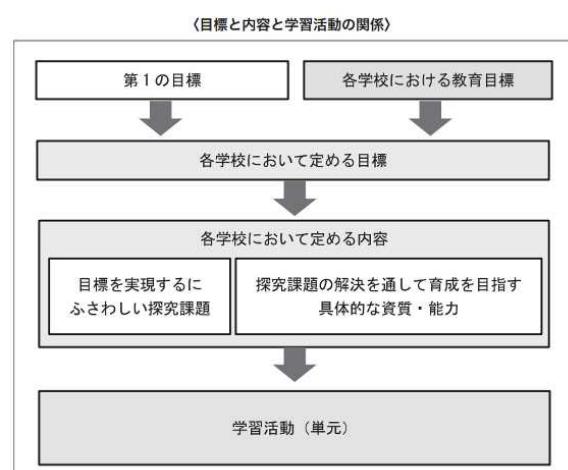
- 総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

###### ② 目標の改善

- 総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働きかせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。

###### ③ 学習内容、学習指導の改善・充実

- 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定とともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。
- 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。
- 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。
- プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすることを示した。



## 2 学習指導における課題

令和5年度全国学力・学習状況調査における質問紙調査結果によると「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」の質問に対し、当てはまる・どちらかといえば、当てはまると回答した児童生徒は、小学校で72.5%（香川県）、74.8%（全国）、中学校で62.2%（香川県）、72.6%（全国）となっている。また、同様の質問項目による学校質問紙調査結果では、小学校で91.9%（香川県）、92.7%（全国）、中学校で80.6%（香川県）、92.1%（全国）となっている。

## II 課題の解決に向けて（指導の改善・充実）

### 1 指導の改善・充実のポイント

#### （1）学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が以下のようになることが重要である。

##### 【課題の設定】

体験活動などを通じて、課題意識をもつ。

- ・身に迫った切実感のある課題を設定
- ・教師の意図的な働きかけが必要

##### 【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする。

- ・児童生徒が収集した情報の量と質を把握
- ・体験を伴った情報の収集に配慮

##### 【整理・分析】

収集した情報を、整理・分析して思考する。

- ・多様で雑多な情報を整理し、再構成することが重要
- ・思考ツールにより可視化・操作化→思考ツールを使うことが目的にならないように配慮

##### 【まとめ・表現】

気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

- ・相手意識や目的意識を明確にしたまとめ

#### （2）他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること（個を活かす協働的な学び合い）

##### ○多様な情報を活用して協働的に学ぶ

体験活動では、それぞれの児童生徒が様々な体験を行い多様な情報を手に入れる。それらを出し合い、情報交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりすることで、課題が明確になっていく。

##### ○異なる視点から考え協働的に学ぶ

物事の決断や判断を迫られるような話合いや意見交換を行うことは、収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして考えることにつながる。そのような場面では、異なる視点からの意見交換が行われることで、互いの考えが深まる。

##### ○力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ

児童生徒同士で解決できないことも地域の人や専門家などとの交流を通じて学んだことを手掛けたり学ぶことができる。また、地域の方との交流は、児童生徒の社会参画の意識を目覚めさせる。

##### ○主体的かつ協働的に学ぶ

学級の中では、内省を好む児童生徒もいれば、他者との関わりに困難を感じる児童生徒もいる。

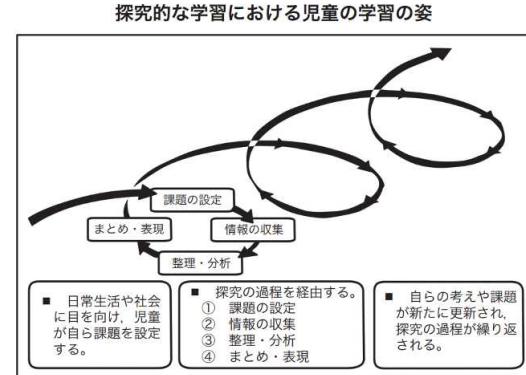
全ての児童生徒を同じ方向に導くということではなく、それぞれの児童生徒なりに主体的に学ぶこと、協働的に学ぶことのよさを実感できるように工夫することが大切である。

## III 参考となる資料等

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（令和2年6月）

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【小学校編】（令和3年3月）

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【中学校編】（令和4年3月）



## 特別活動部会（小・中学校）

### I 特別活動における学習指導改善のポイントと課題

#### 1 学習指導改善のポイント

##### ○ 特別活動で育成を目指す資質・能力の視点

- ・「人間関係形成」… 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
- ・「社会参画」… よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ・「自己実現」… 集団の中で、自己の生活の課題を発見しよりよく改善する視点

##### ○ 特質の違いを踏まえた学級活動の指導の充実（集団としての合意形成、一人一人の意思決定）

###### 学級活動の目標

『小学校学習指導要領』第6章 第2〔学級活動〕1「目標」  
『中学校学習指導要領』第5章 第2〔学級活動〕1「目標」

学級活動（1）における一連の学習過程

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定したり、実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を 学級活動（2）（3）における一連の学習過程  
育成することを目指す。

「太字は筆者による」

###### 学級活動の内容と解決方法の決定

###### 学級活動（1）学級や学校における生活づくりへの参画

合意形成：自分と異なる意見や少数の意見も尊重し、折り合いを付けて集団としての意見をまとめる → 自分もよく、みんなもよいものとなるよう合意形成を図る

###### 学級活動（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

###### 学級活動（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

意思決定：集団での話し合いを通して、個人の目標を決める

##### ○ キャリア・パスポートの取組について

###### 【学習指導要領 特別活動 学級活動 3 内容の取扱い（2）】

2の(3)（一人一人のキャリア形成と自己実現）の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

<キャリア・パスポートに期待されていること>

- ・ 体系性 … それぞれの活動を育成すべき資質・能力とつなげること
- ・ 振り返り… 記録として自己の成長を残していくこと
- ・ 見通し … 次の学校（学年、活動）での自分の姿に具体的な見通しをもつこと

<キャリア・パスポートのポイント>

- ・ 「振り返り」と「見通し」をつなげること

これまでの成長の記録を基に自分自身を振り返ることでしっかりと自己理解につなげ、その自己理解に基づいて次の活動や今後の自分の見通しを具体的に語らせていくことが大切。

- ・ 「取捨選択・再編集」を行うこと

一人一人のよさや自分の可能性への見通しをもたせていくために、どのように取捨選択・再編集を行っていくかがキャリア・パスポートの取組では重要になる。

#### 2 学習指導における課題

令和5年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙と学校質問紙について、学級活動での話しいで「合意形成」「意思決定」ができているかを問う質問への回答結果を比較すると、肯定的に回答している割合は、児童生徒が70～80%の範囲であるのに対し、学校は94～97%であり、その差は20pt程度開いてい

る。児童生徒が「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する学習過程を引き続き充実させ、児童生徒の資質・能力の成長を自身で実感させる振り返りを大切にしていきたい。

## II 課題の解決に向けて（指導の改善・充実）

### ○ 指導の改善・充実のポイント

#### 一連の学習過程を通した指導の工夫

- 特別活動が重視している「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉える。
- 児童生徒が主体的に「実践」していくように、学級や学校での生活をよりよくするため、児童が共通して取り組むべき課題を見いだし、決定することを大切にする。
- 児童生徒の実態を把握し、特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画に反映させる事が大切である。

#### 【①問題の発見・確認】

- アンケートや自己評価カードなどから実態を把握し、取り組むべき課題を見いだす。
- 行事や活動後の振り返りから課題を見いだす。
- 体験やロールプレイングなどから感じたことから課題を見いだす。

#### 【②解決方法の話し合い、③解決方法の決定】

##### 〈小学校〉

- 自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして〔第1学年及び第2学年〕、理由を明確にして考えを伝えたり自分と異なる意見も受け入れたりしながら〔第3学年及び第4学年〕、相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして〔第5学年及び第6学年〕、合意形成を図る。

##### 〈中学校〉

- 課題に対して、一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で、合意形成に向けた話し合いに臨むようにすること。
- 合意形成に基づき実践するに当たって、自分自身に何ができるか、何を行うべきかということを主体的に考えて、意思をもつこと。

#### 【④決めたことの実践、⑤振り返り】

- 過程や成果・課題を振り返り、自分たちの実践を評価する。
- 定期的に確認し、修正や改善を加える。
- 振り返りカードに互いにコメントを書くなど、他者評価を取り入れる。

## III 参考となる資料等

- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」 平成30年12月 国立教育政策研究所
- 「中学校・高等学校特別活動指導資料」 令和5年5月 国立教育政策研究所
- 「キャリア・パスポートって何だろう？」 平成30年5月 国立教育政策研究所
- 「小学校特別活動映像資料解説パンフレット」 令和4年3月 国立教育政策研究所
- 令和5年度全国学力・学習状況調査報告書（令和5年8月） <https://www.nier.go.jp/jugyourei/r05/index.htm>

合意形成			
【児童生徒質問紙】あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会〔学級活動〕で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか			
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、学級生活をよりよくするために、学級会〔学級活動〕で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法等を合意形成できるような指導を行っていますか			
肯定的な回答の割合			肯定的な回答の割合
小学校(児童)	80.7	中学校(生徒)	75.2
小学校(学校)	97.3	中学校(学校)	94.0
意思決定			
【児童生徒質問紙】学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか			
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、学級活動の授業を通して、今、努力すべきことを学級での話し合いを生かして、一人一人の児童生徒が意思決定できるような指導を行っていますか			
肯定的な回答の割合			肯定的な回答の割合
小学校(児童)	76.7	中学校(生徒)	70.4
小学校(学校)	94.6	中学校(学校)	94.1